

沿岸漁場管理制度（保全沿岸漁場）について

- ☆ 漁場維持のための保全活動を実施する区域を知事が指定
- ☆ 保全活動の内容は農林水産省令で定義
- ☆ 保全活動を行う「沿岸漁場管理団体」を知事が指定
- ☆ 「沿岸漁場管理団体」は「沿岸漁場管理規程」を作成、知事の認可を受ける
- ☆ 保全活動に関する費用の積算根拠や収支状況を明示
- ☆ 活動結果を知事に報告し、知事は海区漁業調整委員会にその内容を報告

1 概要

共同漁業権の漁場の区域においては、漁業生産力の維持・発展を目的として漁業協同組合・組合員や関係者により様々な保全活動が実施されています。

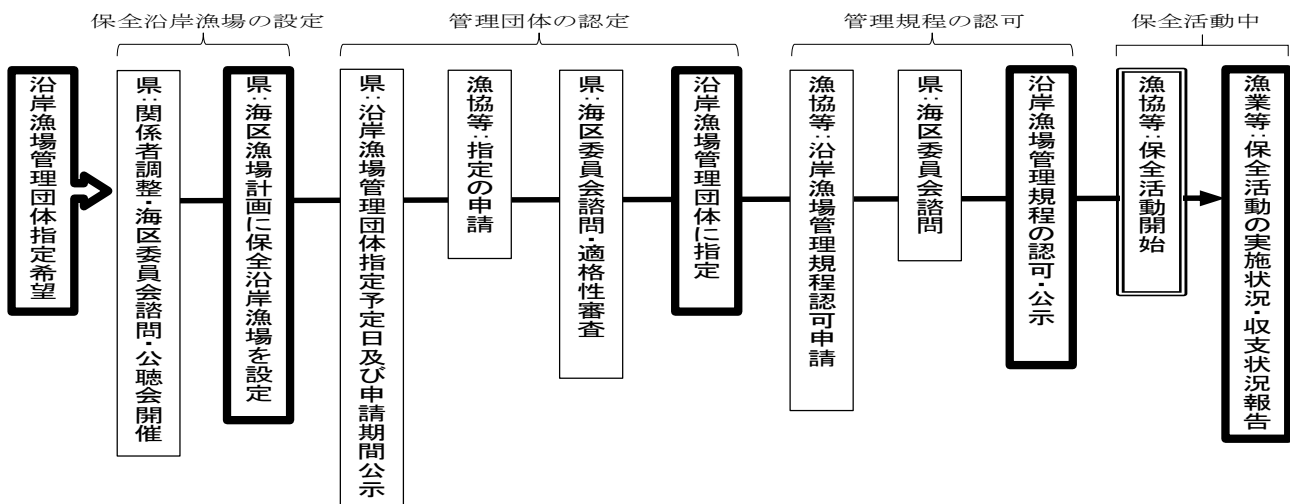
沿岸漁場管理制度は、このような活動を自主的な活動にとどめるのではなく、知事が一定の漁場を設定して「海区漁場計画」に盛り込み、保全活動を実施する団体を指定し、それら団体が定める沿岸漁場管理規程を認可、活動結果の報告を受けることにより、保全活動の運営体制の適正化・透明化を図っていく制度です。

2 保全活動の内容（漁業法施行規則第21条）

農林水産省令に定める保全活動にあたる内容は次のとおりです。

- ① 赤潮の発生状況の監視、水底の底質の調査その他の漁場の状況に関する調査
- ② 漂流物の除去、有害動植物の駆除その他の漁業の対象となる水産動植物の生育に資する活動
- ③ 種苗の放流その他の漁業の対象となる水産動植物の増殖
- ④ 漁業関係法令に違反する行為を抑止するために必要な活動

3 沿岸漁場管理団体の指定までの流れ



4 関係規定

漁業法【抜粋】

(海区漁場計画)

第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

2 海区漁場計画においては、海区（第百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

ニ 存続期間（第七十五条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。）

ホ 区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）又は団体漁業権の別

ヘ 団体漁業権については、その関係地区（自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第七十二条及び第百六条第四項において同じ。）

ト イからへまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

二 当該海区に設定する保全沿岸漁場について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 保全活動の種類

ハ イ及びロに掲げるもののほか、保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項

(沿岸漁場管理団体の指定)

第九十九条 都道府県知事は、海区漁場計画に基づき、当該海区漁場計画で設定した保全沿岸漁場ごとに、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は一般社団法人若しくは一般財団法人であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、沿岸漁場管理団体として指定することができる。

一 次条に規定する適格性を有する者であること。

二 役員又は職員の構成が、保全活動の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 保全活動以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて保全活動の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

2 都道府県知事は、保全活動の適切な実施を確保するために必要があると認めるときは、前項の規定による指定をするに当たり、条件を付けることができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定により沿岸漁場管理団体を指定しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(沿岸漁場管理団体の適格性)

第一百十条 沿岸漁場管理団体の適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者

とする。

- 一 その役員又は政令で定める職員のうちに暴力団員等がある者であること。
- 二 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- 三 適確な経理その他保全活動を適切に実施するために必要な能力を有すると認められないこと。

(沿岸漁場管理規程)

第百十一条 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 沿岸漁場管理規程には、次に掲げる事項を規定するものとする。

- 一 水産動植物の生育環境の保全又は改善の目標
 - 二 保全活動を実施する区域及び期間
 - 三 保全活動の内容
 - 四 保全活動の実施に関し遵守すべき事項
 - 五 保全活動に従事する者(第八号において「活動従事者」という。)のうち保全沿岸漁場において漁業を営む者及びその他の者の役割分担その他保全活動の円滑な実施の確保に関する事項
 - 六 保全活動により保全沿岸漁場において漁業を営む者その他の者が受けると見込まれる利益の内容及び程度
 - 七 前号の利益を受けることが見込まれる者の範囲
 - 八 保全活動に要する費用の見込みに関する事項(当該費用の一部の負担について前号の者(活動従事者を除く。以下この節において「受益者」という。)に協力を求めようとするときは、その額及び算定の根拠並びに用途を含む。)
 - 九 前各号に掲げるもののほか、保全活動に関する事項であつて農林水産省令で定めるもの
- 3 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。
- 4 第一項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県知事は、沿岸漁場管理規程の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。
- 一 保全活動を効果的かつ効率的に行う上での的確であると認められるものであること。
 - 二 不当に差別的なものでないこと。
 - 三 受益者に第二項第八号の協力(第百十三条及び第百十四条において単に「協力」という。)を求めようとするときは、その額が利益の内容及び程度に照らして妥当なものであること。
- 6 都道府県知事は、第一項又は第三項の認可をしたときは、沿岸漁場管理団体の名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

(沿岸漁場管理団体の活動)

第一百十二条 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程に基づいて保全活動を行うものとする。

2 沿岸漁場管理団体は、農林水産省令で定めるところにより、保全活動の実施状況、収支状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、保全活動の実施状況、収支状況その他の農林水産省令で定める事項を海区漁業調整委員会に報告するとともに、公表するものとする。

(保全活動への協力のあつせん)

第一百十三条 沿岸漁場管理団体は、保全活動の実施に当たり、受益者の協力が得られないときは、都道府県知事に対し、当該協力を得るために必要なあつせんをすべきことを求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定によりあつせんを求められた場合において、当該受益者の協力が特に必要であると認めるときは、あつせんをするものとする。

(協力が得られない場合の措置)

第一百十四条 前条第二項のあつせんを受けたにもかかわらず、なお受益者の協力が得られないことにより沿岸漁場管理団体が保全活動を実施する上で支障が生じている場合において、第六十四条第一項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により沿岸漁場管理団体がその支障の除去に関する意見を述べたときは、都道府県知事は、海区漁場計画を定め、又は変更するに当たり、当該意見を尊重するものとする。

2 都道府県知事は、前条第二項のあつせんをしたにもかかわらず、なお受益者(保全沿岸漁場において漁業を営む者に限る。)の協力が得られないことにより沿岸漁場管理団体が保全活動を実施する上で支障が生じていると認めるときは、第五十八条において準用する第四十四条第一項若しくは第二項の規定又は第八十六条第一項、第九十三条第一項若しくは第一百十九条第一項若しくは第二項の規定により必要な措置を講ずるものとする。

(保全活動の休廃止)

第一百十五条 沿岸漁場管理団体は、都道府県知事の認可を受けなければ、沿岸漁場管理規程に基づく保全活動の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 都道府県知事が前項の規定により保全活動の全部の廃止を認可したときは、当該沿岸漁場管理団体の指定は、その効力を失う。

3 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第一百十六条 都道府県知事は、沿岸漁場管理団体が保全活動を適切に行っておらず、又は第九十九条第二項の規定により付けた条件を遵守していないと認めるときは、当該沿岸漁場管理団体に対して、保全活動を適切に行うべき旨又は当該条件を遵守すべき旨を勧告するものとする。

- 2 都道府県知事は、沿岸漁場管理団体が第百十条に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた沿岸漁場管理団体がその勧告に従わないときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 前二項の場合には、第八十九条第三項から第七項までの規定を準用する。

漁業法施行規則【抜粋】

(保全活動の内容)

第二十一条 法第六十条第八項の農林水産省令で定める活動は、次の各号のいずれかに掲げる活動であつて、漁業生産力の発展に資するものとする。

- 一 赤潮の発生状況の監視、水底の底質の調査その他の漁場の状況に関する調査
- 二 漂流物の除去、有害動植物の駆除その他の漁業の対象となる水産動植物の生育に資する活動
- 三 種苗の放流その他の漁業の対象となる水産動植物の増殖
- 四 漁業関係法令に違反する行為を抑止するために必要な活動

沿岸漁場管理規程例

〇〇漁業協同組合沿岸漁場管理規程

(目的)

第1条 この規程は、保全沿岸漁場に関し、沿岸漁場管理団体として〇〇県知事から指定を受けた〇〇漁業協同組合が漁業法第60条第8項に規定する保全活動に関し必要な事項を定めることを目的とする。

※ 海区漁場計画に定めた保全沿岸漁場とリンク

(水産動植物の生育環境の保全又は改善の目標)

第2条 沿岸漁場管理団体は、赤潮に関する調査を実施して養殖場の環境を保全するものとする。

(保全活動を実施する区域、期間及び内容)

第3条 保全活動を実施する区域、期間及び内容は、次の表のとおりとする。

保全活動	区域	期間	内容
赤潮のモニタリング活動	公示番号〇第〇号に定める保全沿岸漁場の区域	毎年〇月から〇月	養殖漁場の海洋環境の状況等を把握するため、赤潮プランクトンの組成及び分布等に関する分析等を行う。

(沿岸漁場管理団体の遵守事項)

第4条 保全活動の実施に関し沿岸漁場管理団体(〇〇漁協)が遵守すべき事項は次に掲げるものとする。

- 一 漁業又は労働に関する法令に違反しないこと。
- 二 反社会的勢力に関与する者を参加させないこと。
- 三 赤潮のモニタリング活動により、赤潮の発生が疑われる場合は、速やかに〇〇県水産研究所に通報すること。

(漁業者等の役割分担その他保全活動の円滑な実施の確保に関する事項)

第5条 赤潮プランクトンの組成及び分布の分析に当たり、漁業者は分析に必要な海水を採取し、漁業協同組合の職員は分析機関へのサンプルの運搬、提供等を行うものとする。

(保全活動による利益を受ける者の範囲並びに利益の内容及び程度)

第6条 保全活動による利益を受ける者の範囲並びに利益の内容及び程度は、次の表のとおりとする。

保全活動	利益を受ける者の範囲	利益の内容及び程度

赤潮のモニタリング活動	公示番号〇第〇号に定める保全沿岸漁場において養殖業を営む者	・赤潮の事前の発生予測や早期の発見によって、早期に生簀の移動等の対策を行うことができ、当該区域に敷設する生簀内で養殖する〇〇について、赤潮が発生した場合の被害を軽減することができる。 ・赤潮が発生した場合の〇〇のへい死を防ぐことができると見込まれる。
-------------	-------------------------------	--

(保全活動に要する費用の見込みに関する事項)

第7条 保全活動に要する費用の見込み、保全活動の実施により利益を受けることが見込まれる者であつて組合員以外の者（以下「受益者」という。）から徴収する費用の用途及び額並びに算定の根拠は次の表のとおりとする。

保全活動	左に要する費用の見込み	用途 (費用の内訳)	負担金額	算定根拠	備考
赤潮のモニタリング活動	年間約〇〇万円	A 採水に係る経費 年間〇〇円 B 分析に係る人件費 年間〇〇円 C その他の経費 年間〇〇円	受益者一経営体当たり 年間〇〇円 受益者一経営体当たり 年間〇〇円 受益者一経営体当たり 年間〇〇円	養殖に使用する生簀の面積を考慮し、受益者の負担金額は全体の2割とする。	均等割

(保全活動に要する費用の収納及び管理の方法に関する事項)

第8条 保全活動に要する費用の収納及び管理の方法は次に掲げるとおりとする。

- 一 受益者は、毎年3月末までに組合の指定する銀行口座に保全活動に要する費用のうち負担金額の全額を振り込むものとする。
- 二 保全活動の収入と費用がわかるよう出納帳を整備するとともに、組合員及び受益者が閲覧可能な状態で保存するものとする。

(保全活動の円滑な実施を確保するための措置)

第9条 受益者が合理的な理由なく保全活動に協力せず、2回協力を求めたにもかかわらず協力が得られないときは、〇〇漁業協同組合は、漁業法第113条第1項の規定に基づき、知事に対して当該協力を得るためのあつせんを求めるものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は規約で定める。

(備考) 規約で定めることができるのは、この規程の実施規定だけであり、規程で定めるべき内容を定めることや規程の内容の上乗せ措置を定めることはできない。

○ 第2条（水産動植物の生育環境の保全又は改善の目標）のその他の例

- ・ 漂着物等による漁場の効用の低下を防止する。
- ・ 耕うん等を実施して干潟を保全する。
- ・ 有用な水産動物の放流を行い、当該資源の増殖を図る。
- ・ 監視活動を行い、漁業関係法令に違反する密漁行為を抑止する。

○ 第3条（保全活動を実施する区域、期間及び内容）のその他の例

保全活動	区域	期間	内容
漂流物及び漂着物の除去活動	公示番号○第○号に定める保全沿岸漁場の区域	周年	○○漁業等の操業に当たって、漁具の破損等を防ぐため、漂流物及び漂着物の除去活動を行う。
干潟の保全活動	公示番号○第○号に定める保全沿岸漁場の区域	毎年○月から○月まで	干潟に生息する水産動植物の増殖のため、土嚢等の設置による砂の移動防止、耕うんによる底質環境の改善等を行う。
種苗放流活動	公示番号○第○号に定める保全沿岸漁場の区域	毎年○月頃	有用水産資源の増大を図るため、マダイ等の種苗放流を行う。
密漁監視活動	公示番号○第○号に定める保全沿岸漁場の区域	毎月1回程度	密漁行為の抑止のため、陸上班及び自警船による漁場利用の状況等の監視を行う。

○ 第4条（沿岸漁場管理団体の遵守事項）のその他の例

- ・ 受益者が行う漁業活動が保全活動に支障を与えていることを認知したときは、速やかに適宜の方法により、沿岸漁場管理団体に報告すること。

○ 第5条（漁業者等の役割分担その他保全活動の円滑な実施の確保に関する事項）のその他の例

- ・ 漂流物及び漂着物の除去に当たり、漁業者及び漁業協同組合の職員は、行政、農業協同組合、NPO法人等と協力しつつ活動するとともに、漁業協同組合の職員は、当該活動に関わる事務等を行う。
- ・ 干潟の耕うん及び土嚢袋の敷設に当たり、漁業者及び漁業協同組合の職員は、市町村、NPO法人等と協力しつつ活動するとともに、漁業協同組合の職員は、当該活動に必要な物品の購入及び賃借に係る事務等を行う。
- ・ 種苗放流活動に当たり、栽培漁業公社等と協力しつつ、漁業協同組合の職員はマダイ、ヒラメ及びガザミの種苗購入に係る事務等を行い、漁業者は適切なサイズの種苗を放流するものとする。

- ・ 密漁監視活動に当たり、地元の警察署、海上保安部局等と連携して密漁を抑止するため、漁業者は主に洋上において、漁業協同組合の職員は主に陸上において監視活動を行うものとする。

○ 第6条（保全活動による利益を受ける者の範囲並びに利益の内容及び程度）のその他の例

保全活動	利益を受ける者の範囲	利益の内容及び程度
漂流物及び漂着物の除去活動	公示番号○第○号に定める保全沿岸漁場において漁業を営む者	・ 漂流物及び漂着物の除去によって漁具、漁船等の破損や航路の閉塞を防ぐことができる。 ・ 漂流物及び漂着物の影響を受けずに効率的な操業が見込まれる。
干潟の保全活動	公示番号○第○号に定める保全沿岸漁場において漁業を営む者	・ 干潟の底質の改善や砂の移動を防止して水産動物の生育環境を整備し、水産動物の生育を促すことができる。 ・ 漁獲量（収穫量）の維持・増大が見込まれる。
種苗放流活動	公示番号○第○号に定める保全沿岸漁場において漁船漁業等を営む者	・ 漁獲対象となる水産資源が増加することにより漁獲量の維持・増大が見込まれる。
密漁監視活動	公示番号○第○号に定める保全沿岸漁場において漁業を営む者	・ 監視活動により水産動植物の密漁を抑止し、養殖施設（漁船等の生産設備）の破損、養殖魚類の散逸等を防ぐことができる。 ・ 水産資源の維持・増大及び持続的な漁業生産活動が見込まれる。

○ 第7条（保全活動に要する費用の見込みに関する事項）のその他の例

保全活動	左に要する費用の見込み	用途 (費用の内訳)	負担金額	算定根拠	備考
漂流物及び漂着物の除去活動	年間約○○万円	A 除去活動に係る人件費 年間○○円 ・ ○人 × 20日 × ○○円 B 機器等に係る	受益者一経営体当たり 年間○○円 受益者一経営	当該漁場を利用している人数を考慮し、受益者の負担金額は全体の3割とする。	均等割

		<p>経費 年間〇〇円 ・機器等費用〇〇円</p> <p>C 処分に要する経費 年間〇〇円</p> <p>D その他の経費 年間〇〇円 ・通信費〇〇円、旅費〇〇円</p>	<p>体当たり 年間〇〇円</p> <p>受益者一経営体当たり 年間〇〇円</p> <p>受益者一経営体当たり 年間〇〇円</p>		
干潟の保全活動	年間約〇〇万円	<p>A 保全活動に係る人件費 年間〇〇円 ・〇人×30日×〇〇円</p> <p>B 機器等に係る経費 年間〇〇円 ・機器等費用〇〇円</p> <p>C 資材に要する経費 年間〇〇円</p> <p>D その他の経費 年間〇〇円 ・謝金〇〇円</p>	<p>受益者一経営体当たり 年間〇〇円</p> <p>受益者一経営体当たり 年間〇〇円</p> <p>受益者一経営体当たり 年間〇〇円</p> <p>受益者一経営体当たり 年間〇〇円</p>	当該漁場における利用者数でそれぞれの負担金額を均等割する。	均等割
種苗放流活動	年間約〇〇万円	<p>A 種苗購入（生産）に係る経費 年間〇〇円</p> <p>B 中間育成及び放流に係る経費 年間〇〇円</p>	<p>受益者一経営体当たり 年間〇〇円</p> <p>受益者一経営体当たり 年間〇〇円</p>	養殖に使用する生簀の面積及び当該漁場を利用する人数を考慮し、受益者の負担金額は全体	均等割

		<p>C その他の経費 年間〇〇円 ・運搬費〇〇円 (〇人 × 10 日 × 〇〇円) ・通信費〇〇円</p>	<p>受益者一経営 体当たり 年間〇〇円</p>	<p>の3割とする。</p>	
密漁監視活動	年間約〇〇万円	<p>A 監視活動に係る経費 年間〇〇円 ・〇人 × 200 日 × 〇〇円</p> <p>B 用船料 年間〇〇円</p> <p>C 機器等に係る経費 年間〇〇円 ・機器等費用〇〇円</p> <p>D その他の経費 年間〇〇円 ・通信費〇〇円</p>	<p>受益者一経営 体当たり 年間〇〇円</p> <p>受益者一経営 体当たり 年間〇〇円</p> <p>受益者一経営 体当たり 年間〇〇円</p> <p>受益者一経営 体当たり 年間〇〇円</p>	<p>水揚げ金額を考慮し、受益者の負担金額は全体の3割とする。</p>	実績割